14　事業税の「付加価値額総額㉞」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

［15～24　略］

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の一一関係）

［様式　略］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の一一関係）

［様式　略］

第６号様式（その２）記載要領

1　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～13　略］

14　事業税の「付加価値額総額㉞」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊷」又は「資本金等の額総額㊹」の各欄は、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

［15～24　略］

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の一一関係）

［様式　別紙一　挿入］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　略］

第６号様式別表１記載要領

1　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～６　略］

14　事業税の「付加価値額総額㉞」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

［15～24　同左］

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の一一関係）

［様式　同上］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第五条・第十条の一一関係）

［様式　同上］

第６号様式（その２）記載要領

1　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～13　同左］

14　事業税の「付加価値額総額㉞」又は「資本金等の額総額㊱」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊷」又は「資本金等の額総額㊹」の各欄は、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

［15～24　同左］

［新設］

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表１記載要領

1　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～６　同左］